鳥取県林野火災対策検討会

【日　時】令和７年４月２８日（月）午後１時から
【場　所】県庁災害対策本部室（第２庁舎３階）
※会場とオンラインのハイブリッド方式
【参加者】知事、市町長、関係団体、有識者
【次　第】
１　林野火災の状況等について
２　関係機関等における対策
３　今後の林野火災対策

鳥取県林野火災対策検討会について

■目的

〇令和7年2月以降、全国各地で発生した林野火災の状況を踏まえ、県、市町村、消防等の関係機関により、予防対策や林野火災が発生した際の延焼防止対策等について検討する。

■検討会参加者

区分	団体
公共団体　(4)	鳥取県、倉吉市、八頭町、江府町
関係機関　(6)	鳥取県消防長会
	鳥取地方気象台
	鳥取県森林組合連合会
	JA鳥取県中央会
	鳥取県自治会連合会
	環境省 大山隠岐国立公園管理事務所
有識者　(2)	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
	総務省消防庁 消防大学校 消防研究センター

〇Web傍聴等　各市町村、各消防局、鳥取県警、自衛隊、鳥取県消防協会、鳥取県森林管理署等

〇事務局　鳥取県（消防防災課、中山間・地域振興課、自然共生課、循環型社会推進課、経営支援課、森林づくり推進課）

令和7年の主な林野火災発生状況（全国）

発生場所	発生日	鎮火日	延焼面積（約）	備考
岩手県大船渡市	２月２６日	４月７日	３，３７０ha	緊急消防援助隊の出動有
岡山県岡山市	３月２３日	４月１１日	５６５ha	本県防災ヘリが消火活動
愛媛県今治市	３月２３日	４月１４日	４４２ha	緊急消防援助隊の出動有
広島県安芸太田町	４月８日	４月９日	３．５ha	
島根県益田市	４月７日	４月７日	０．４ha	
島根県江津市	４月８日	４月９日	１２ha	本県防災ヘリが情報収集活動
島根県出雲市	４月９日	４月１０日	２ha	

■江津市林野火災事案（江津邑智消防組合）

・強風により空中消火はできなかったものの、鳥取県防災ヘリによる熱画像により熱源を確認し、効果的な消火活動を行った。
・建設会社や市の散水車を要請し、水利不便地域に消防用水を運ぶ。（協定の活用）
・立ち木が伐採された場所が防火に有効な場合もある。（樹冠火等による延焼拡大を抑制）

■出雲市林野火災事案（出雲市消防本部）

・地上隊の進入が困難で水利もない現場だったが、ヘリによる空中消火でほぼ鎮圧
・道路の整備がない山林では、地元消防団等の道案内やヘリによる消防隊員の降下も考慮
（消防団等からの情報及びヘリによる座標等の情報から入山ルートを確認）

林野火災月別発生件数

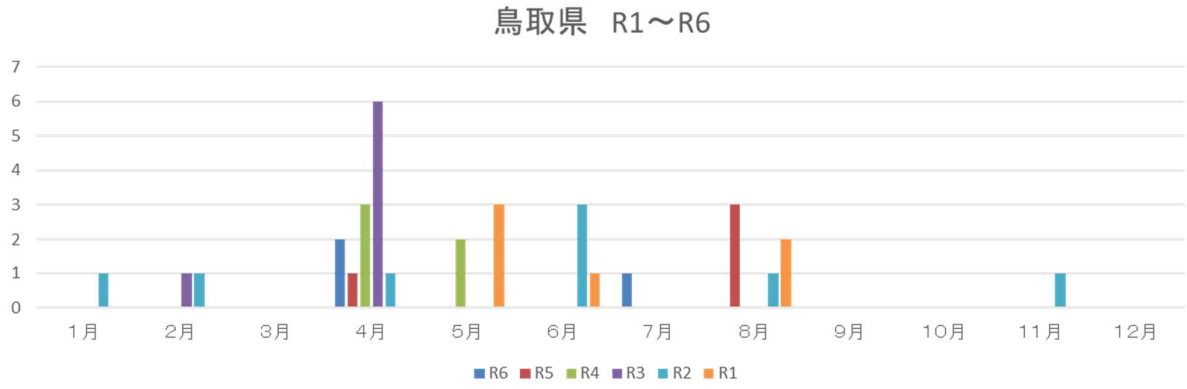

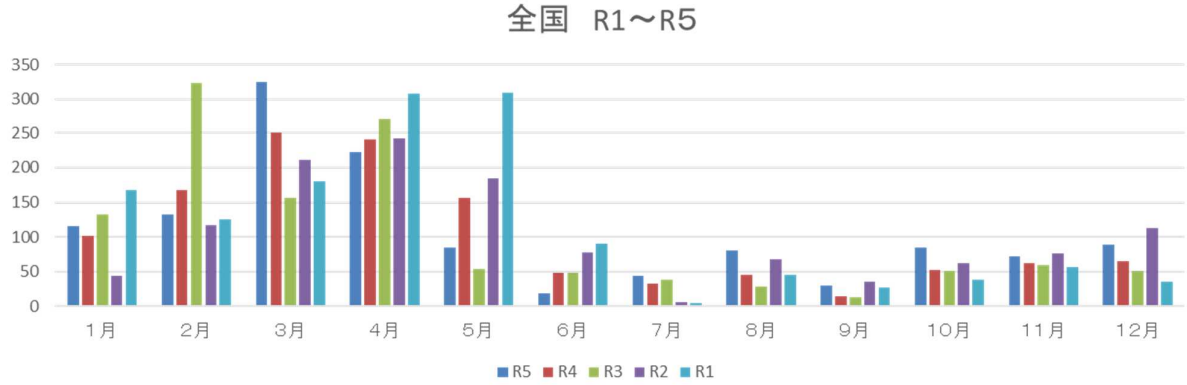

全国的に2月から5月頃にかけて林野火災が多発

鳥取県における林野火災事案

■八頭町新興寺（しんごうじ）地内

覚知日時：平成6年8月　9日　16時33分
鎮圧日時：平成6年8月10日　　8時44分
鎮火日時：平成6年8月11日　10時52分
焼損面積：約17ha
状況　・日照りが続き、川の水も少ない等で、水の便が悪く消火作業は難航
　　・上流のダムから用水路への放流や近くの発電所への取水路を開放し、水利を確保
　　・島根県消防防災ヘリコプターを要請し、空中消火（当時、鳥取県に防災ヘリなし）

■鳥取市有富（ありどめ）地内

覚知日時：平成11年7月27日　　9時57分
鎮圧日時：平成11年7月27日　14時44分
鎮火日時：平成11年7月27日　16時55分
焼損面積：約11ha
状況　・強風注意報発表中で風速20m/sを超える強風
　　・水の便が悪く、乾燥した下草が山肌を覆う状態
　　・鳥取県消防防災ヘリコプターによる空中消火

※　平成以降で焼損面積5ha以上の林野火災はこの2件

林野火災の出火原因

■原因別出火件数　（令和元年から令和5年の平均）

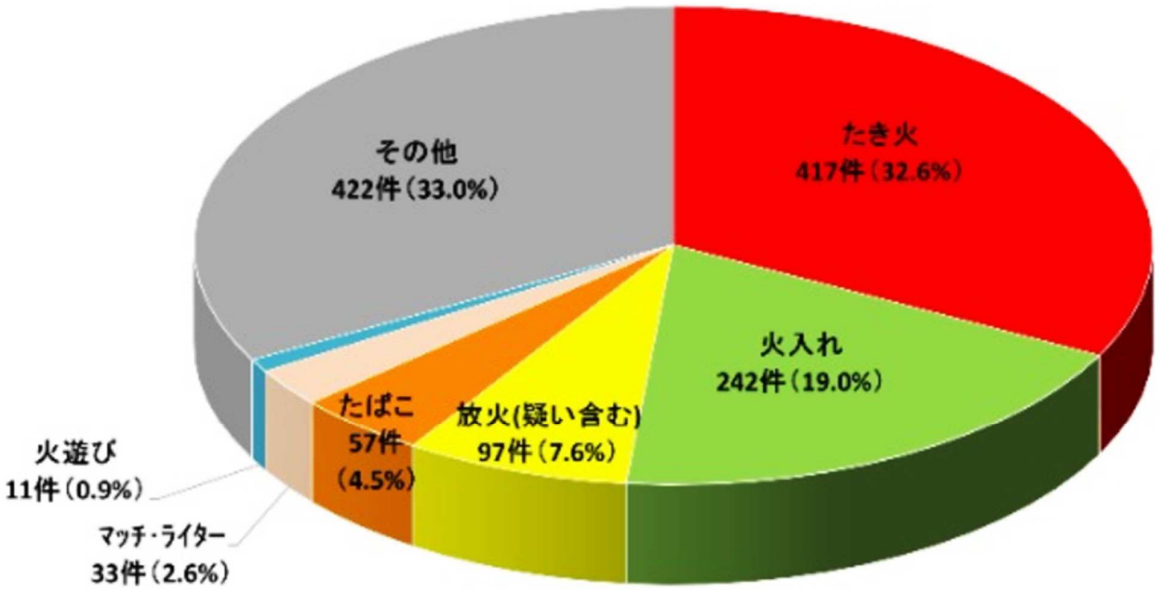

たき火、火入れ等の人的要因による出火原因が約7割

林野庁ホームページから引用（消防庁統計資料に基づいて作成）

野外焼却の原則禁止

○　廃棄物処理法により、家庭のごみや事業場から出たごみの野外焼却は、風俗習慣上の行事や、農作業で直接必要な場合など、例外を除いて禁止されている。

■法律での位置付け

・野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で**原則禁止**されている。（同法第16条の2）
・違反した場合、**5年以下の懲役若しくは1，000万以下の罰金**が科される。（同法第25条）

■例外

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却

- **農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却**
  （例：稲わらの焼却、伐採した木枝の焼却）
- **たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの**（例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー）
- **風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却**
  （例：正月行事の「どんど焼き」、塔婆の供養焼却）

など

※　例外の場合であっても、プラスチック類（例：ビニールハウス、肥料袋）の焼却等、生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は禁止

森林火災予防の啓発

■森林火災予防PR事業

○事業概要
・森林火災予防を啓発する標識を、県の各地方事務所が設置
・県道・林道沿いやキャンプ場内などの人目に付く箇所を中心に配置

○事業実績　（箇所）

		地区			
		東部	中部	西部	合計
年度	R4	10	3	3	16
	R5	8	4	2	14
	R6	8	4	2	14

国（消防庁等）の動き

■大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

5回程度の開催を経て夏頃に結果を取りまとめ予定 （第1回：4月11日　第2回：4月23日）

○検討会の目的

事案を検証し、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化のあり方を検討する。

○大船渡市林野火災の特徴と検討課題

1　気象、地形など複数の要因が重なり合った条件下での大規模林野火災

・延焼拡大の要因分析（気象（乾燥・強風）、地形（リアス式海岸特有の急峻な勾配と局地風）、植生等）

・林野火災における予防、警報のあり方

2　短時間で広範囲に拡大した大規模林野火災

・林野火災における初動のあり方

・住宅被害の軽減対策

・各地で発生する林野火災に即応できる緊急消防援助隊等の体制や装備のあり方

3　多様な技術を活用した消火活動が求められた大規模林野火災

・林野火災発生時における効果的な空中消火・消火剤の使用（海外事例も参考）

・消火栓や自然水利の確保が困難な過疎地・山間部での消火活動のあり方（スーパーポンパー等の装備充実）

・林野火災に対応できる新たな技術の開発（延焼シミュレーション等）

気象事例と火災気象通報

鳥取地方気象台

■鳥取大火（1952年4月17日）

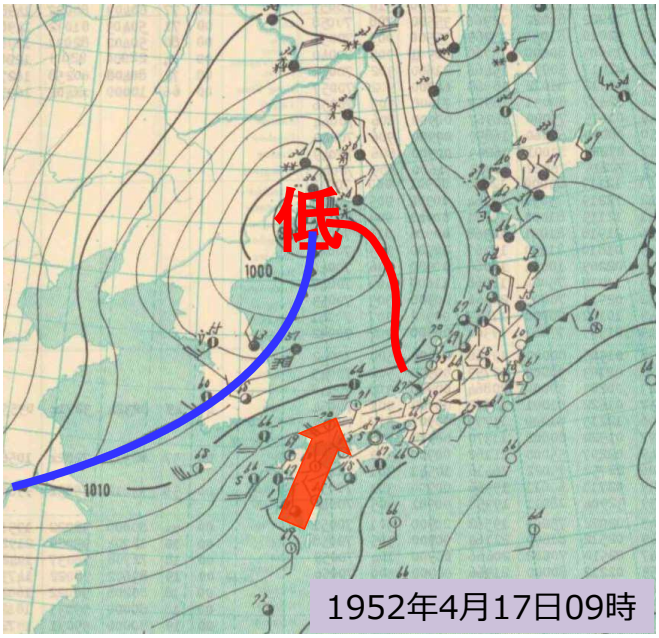

鳥取測候所（鳥取市湖山町）

日最小湿度	28%
日最大風速	14.9m/s（南南西）
日最大瞬間風速	22.5m/s（南南西）

■火災気象通報

○通報基準

鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予報している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

＊乾燥注意報発表基準
　最小湿度40％で実効湿度65％
強風注意報発表基準
　平均風速　陸上　12m/s　海上　15m/s

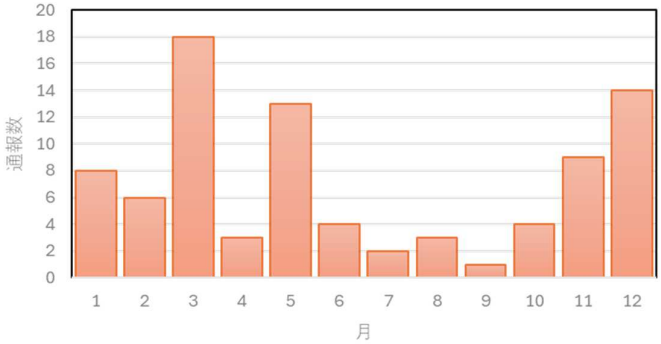

火災気象通報の通報数
（鳥取市北部　2024年）

各消防局における林野火災予防の取組状況

消防長会

■広報活動

・防災無線、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等で広報
・山火事防止ポスターの掲示
・住民向けの消防訓練指導時での注意喚起

■火災気象通報の周知

・防災無線等による住民への周知と注意喚起

■巡視

・消防車両等による防火宣伝

■火入れ指導

・「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」の届出徹底と受付時の注意喚起
（事例）届出者に野外焼却禁止の原則と火災防止注意喚起のチラシを配布（中部消防局）

■訓練の実施

・消防団、消防防災ヘリコプター等と連携した林野火災対応訓練を定期的に実施

各消防局における林野火災予防の取組状況

消防長会

○火入れ等届出者に配布する「野外焼却禁止の原則と火災防止注意喚起のチラシ」
（中部消防局）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の留意事項

中部消防局予防課

1　野焼き（野外焼却）は原則、法律により禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、以下の場合を除いて野焼き（野外焼却）は禁止されています。

焼却禁止行為の例外

① 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
例：伝染病家畜、松くい虫被害木の焼却など
② 国又は地方公共団体がその施設の管理のために行う廃棄物の焼却
例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き、海岸管理のための漂着物等の焼却など
③ 震災、風水害、火災等の災害の応急対策、復旧等のため行う焼却
例：災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための焼却など
④ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うため必要な廃棄物の焼却
例：とんど焼きなどの地域の行事で門松、しめ縄等を焼却する場合など
⑤ 農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
例：農業者が行う稲わら、くん炭焼き、少量の剪定枝の焼却など
⑥ たき火、その他日常生活上通常行う廃棄物の焼却で軽微なもの
（落ち葉焚き、草木の焼却など少量の場合に限る）

2　消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

この届出は、消防署が実施状況を把握するための届出です。この届出の受理を持って廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。

3　必要に応じて県市町担当部局の指導を受けてください。

家庭のゴミ（一般廃棄物）の処理についてはお住まいの市役所又は各町役場へ
事業所から出たゴミ（産業廃棄物）の処理については鳥取県中部総合事務所生活環境局へ

関係連絡先　※平日８時３０分から１７時１５分

関係先	担当課	連絡先　電話番号
鳥取県中部総合事務所生活環境局	環境・循環推進課	２３－３１４８
倉吉市役所	環境課	２２－８１６８
湯梨浜町役場	町民課住宅・環境廃棄物対策係	３５－５３１８
三朝町役場	町民環境課町民環境室	４３－３５０５
北栄町役場	生活環境課	３７－５８６６
琴浦町役場	町民生活課環境係	５２－１７０３

4　禁止されていない焼却をされる時は、次の点に注意しましょう。

（1）夜間の焼却はしないようにしましょう。
（2）飛び火の警戒及び残火処理（完全消火）を確実に行いましょう。
（3）焼却中は消火器等消火の準備をするとともに、現場を離れないようにしましょう。
（4）付近の住民に迷惑がかからないように行いましょう。
（5）一度に大量の焼却はやめましょう。
（6）煙により交通障害のおそれが生じる場合は、その措置を講じましょう。
（7）乾燥注意報や火災気象通報の発令時、風の強い時の焼却はやめましょう。
（8）気象の変化には、十分に注意し危険と思われるときは速やかに中止しましょう。
（9）焼却中、衣服への着火や火傷をしないよう注意しましょう。

5　届出をされていても消防車がサイレンを鳴らしてくることがあります。

煙、異臭及び火災危険等による苦情の通報を受けた場合や通行人が火災と間違えて通報をした場合、届出をされていても消防車で出動し、消火する場合があります。

6　焼却行為の開始と終了時には連絡をお願いします。

必ず火が消えたことを確認してください。

連絡先

消防署	所在地	連絡先　電話番号
倉吉消防署	倉吉市八屋 307-4	２６－２１２２
西倉吉消防署	倉吉市生田 693-1	２８－２１１０
湯梨浜消防署	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 583-5	３５－２７１３
琴浦消防署	東伯郡琴浦町八橋 674	５２－３３４６

各消防局の取組状況

消防長会

■林野火災に対する警戒の強化

・消防庁からの「林野火災に対する警戒の強化について（通知）」を受けて
　〇ウェブサイトでの注意喚起
　〇山火事防止ポスターの掲示

春先は、空気が乾燥し、強い風が吹くことから、火災が発生しやすくなります。
また、行楽や山菜採りのために山に入る人が増加することのほか、ごみ焼きや農作業に由来する枯れ草焼きなどが山林に飛び火することが林野火災の原因となっています。
発生した林野火災のうち原因が明らかなものについてみると、「たき火」が最も多く、次いで「火入れ」となります。
東部消防局の過去10年の統計を見ても、林野火災・その他の火災※1の件数は、たき火・火入れに比例して増減する傾向にあります。

■火災予防啓発

・チラシによる注意喚起
　〇農業関係者向けの広報紙とともに配布
　〇自主防災会、地区公民館へ配布
・メールによる注意喚起
　〇火災多発時にトリピーメールによる注意喚起

※ウェブサイトの注意喚起

■ウェブサイトによる注意喚起

・各消防局のウェブサイトで注意喚起
（事例）鳥取市防災アプリ、トリピーメールから東部広域ウェブサイトにリンクし注意喚起
（東部消防局）

※広報チラシ

火災警報

消防長会

■東部消防局における火災警報発令に至るまで（発令フロー）

火災気象通報
（鳥取地方気象台）
→ 鳥取県

東部消防局

消防警備本部

・消防局長及び警防課長が協議し、必要に応じて警備本部の立上げ
・管内の気象情報及び火災予防に関する情報の収集

火災警報発令の判断

・具体的な気象状況及び火災予防上の危険性等を協議し、火災警報発令の要否を判断

【発令の気象条件（次のいずれかに該当し、必要と認めるとき）】
（1）実効湿度65%以下、最小湿度40%以下のとき
（2）平均風速が陸上で12m/s以上のとき

県消防防災課
関係機関

管理者

組織市町

※中部消防局、西部消防局も同様の発令フロー

水利施設の確保について

消防長会

■水利不便となる林野火災での水利の確保対策等

・消防防災ヘリコプターの早期要請
・消防車両、可搬ポンプ等による長距離送水体制の早期確立
・各消防局では、平時から、ため池調査及び実態把握
・鳥取県消防防災航空センターでは、各消防局と連携し、地権者の了解や現地調査を踏まえ、県内で77か所の防災ヘリの給水場所を確保

提案）協定締結により連携強化

・給水車（水道局）、散水車（国交省）
・大規模火災発生時の消防水利確保に関する関係機関との協定等の締結について（H29.8.18消防庁）

「コンクリートミキサー車と連携した消火用水供給支援訓練」

林野火災における消防活動

消防長会

■消火活動のあり方

○情報の収集と連絡

・早期に火災状況を把握して効果的な活動を展開し、関係機関との連携を図る。
・消防局が保有する無人航空機（ドローン）を活用した延焼状況の確認、状況把握

○消防団との連携

・消防団が持つ地理・水利情報及び地形の特異性等を現場指揮本部で共有し、より効果的かつ効率的な消防活動を展開する。
・平時から、長距離送水訓練等林野火災を想定した訓練の実施

○地上隊と防災ヘリの連携

・現場指揮本部等を設置し、指揮体制を確立
・迅速に地上からの消火活動を行うともに防災ヘリの要請を早期に判断する。
・地上及び上空からの連携した消火活動を展開する。
・地上部隊を増強し、広大な活動エリアに対応するとともに交代要員を確保する。

○広域航空消防応援・自衛隊ヘリの早期要請

・ヘリを増強し、延焼拡大を防止する。

○相互応援協定・緊急消防援助隊による応援要請

・管轄消防局での対応が困難と判断した場合、早期に応援を要請する。

■その他の留意点等

○安全管理の徹底

・全国では、林野火災活動中の隊員の死亡・負傷事例あり

○林野火災対応資機材の整備

・可搬消防ポンプ、背負い式消火水のう、スコップ、鉈（なた）等を配備

林野火災の今後の取組について

消防長会

■各消防局からの今後の取組に対する意見

〇林野火災のおそれの高い気象状況のときの防災無線での一斉放送

〇特に林野火災の多い４月～５月の広報キャンペーンの実施

〇山が荒れていると出火や延焼拡大、消火活動の妨げとなるため、
防災部局・林業部局が連携して倒木等を除去する取組ができないか。

〇火災警報の発令の判断基準については、国の検討会の状況を注視していきたい。

平成6年 新興寺の林野火災（火災概要）

八頭町

■出火推定時刻：平成6年8月9日（火） 15時ごろ
■鎮火時刻：平成6年8月11日（木） 10時50分
■出火場所：八頭郡八頭町新興寺地内の山林（旧八東町）
■出火原因：落雷
■焼き面積：山林約13ha

＜気象状況＞
天気：くもり 気温：33．0℃ 相対湿度：62%
風向：南 風速：3m/s （鳥取市吉方）
警報・注意報：雷注意報

別の火災現場写真です

平成6年 新興寺の林野火災（取組、対策等）

八頭町

■林野火災後の取組（旧八東町）

①八頭森林組合との連携強化
②防災無線で周知
③広報誌で報告
④消防団の広報活動強化
⑤水路管理者に水利確保の協力依頼

■林野火災の取組・対策（八頭町）

①定期的に防災無線、消防団の広報活動で注意喚起
②ジェットシューターを計画的に購入
※現在、消防団員数（119名）の50%の数を整備

ジェットシューター(参考写真)→

③町消防団、東部広域消防及び自警団との合同訓練
※毎年、町内各地域で中継送水などの訓練を合同で行っている。

■令和7年3月以降の林野火災の啓発・周知（八頭町）

①3月、4月に防災無線で火災の注意喚起
②自警団連絡協議会で各地域の全自警団長に注意喚起を依頼
③広報及び周知を徹底

江府町

■林野火災事例

1　火災の概要
　発生場所：江府町
　出火日時：令和6年4月2日（火）
　　11時10分頃
　覚知時刻：11時23分（江府町）
　出動時刻：11時30分（江府町）
　鎮圧時刻：12時54分
　鎮火時刻：13時26分

2　被害状況
　焼損面積：14,444㎡
　　（荒地、畑の草、杉及びひのき50本）
　死傷者等：なし
　原因：野焼き中、風にあおられ延焼

3　消防車両出動状況
　西部消防局：9台　人員37名
　江府町消防団：2台　人員21名
　鳥取県消防防災ヘリ：1機　放水有
　ドローン準備も防災ヘリ現着の為撤収

江府町

■ 林野火災予防意識の啓発について

1　火入れについて

江府町では火入れについて全ての土地（農地）において森林法の規制がかかる⇒再度周知が必要

2　一番懸念されることは『着衣着火し命を落とすこと』

先祖代々の農地を守るため、毎年、同じように焼却行為を行っているが、その行為は高齢者にとって危険な状態となっている
その要因は・気象状況が変化（温暖化、フェーン現象）
・感覚、体力など様々な衰え（高齢化）

3　全国山火事予防運動（林野火災予防週間）（3月1日～3月7日）

国民運動として実施されているが日本海側では雪も残っているし、1か月ずれているように感じる、県民運動として別に啓発するのはどうか？

江府町

■ 江府町地域防災計画【林野火災対策編】

1　災害予防

○林野火災に強い地域づくり
・防火林道、防火樹帯整備の検討　・消防水利の整備、防火線等の設置
・住宅開発における指導

○災害応急・復旧体制の整備
・情報の収集･伝達体制の整備　・災害応急活動体制の整備
・関係防災機関の連携体制　・救助救急及び医療救護活動体制の整備
・消火活動体制の整備　・避難収容活動体制の整備　・広域応援体制の整備
・二次災害防止活動 など

○防災知識の普及啓発及び防災訓練等
・事前点検及び警戒巡視の実施　・防火知識の普及啓発　・防災訓練の実施

2　災害応急対策

○災害情報の収集、伝達　○災害応急活動体制の確立　○救助、救急及び医療救護活
○消火活動　○交通の確保、緊急輸送活動　○災害広報等　○二次災害の防止活動等

3　災害復旧

○町及び関係機関は、あらかじめ定めている物資、資材の調達計画及び建築業者等との連携により、迅速円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。
○なお、町は林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

JA鳥取県中央会

■農業者に対する注意喚起

・農作業安全の一環として、農業上のやむを得ない焼却の際の延焼防止対策等について、「鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会」の連携による農業者への周知・注意喚起に取り組む。

＜鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会＞

➤構成メンバー

JAグループ（JA鳥取県中央会、全農とっとり、JA鳥取いなば、JA鳥取中央、JA鳥取西部、大山乳業、とりちく、NOSAI鳥取）、農機メーカー、市町村、県

➤春の農作業安全運動期間（3月1日～5月31日）中の注意喚起の強化（ホームページ、機関紙等での広報）

【4月以降の主な動き】

4月18日　構成メンバーに対して注意喚起のメール発信

4月23日　上記協議会の担当者会議を開催し再度の注意喚起と農業者への周知のお願い

国立公園利用者への啓発

環境省大山隠岐国立公園管理事務所

■環境省直轄施設等を活用した国立公園利用者へのマナー等啓発

〇大山ナショナルパークセンターにおけるデジタルサイネージ表示

〇公共施設へのポスター掲示　等

植生の破壊、野生動物の誘引、山火事を防ぐため、キャンプやたき火は決められた場所以外ではしないでください。

ごみは捨てずに持ち帰りましょう
国立公園の風致景観を保護するとともに、他の人の快適な利用環境を維持します。また、食品ごみの臭いによる野生動物の誘引を防ぎます。

喫煙は決められた場所でしましょう
歩きながらの喫煙は、他の人の迷惑になります。また、火事の原因にもなりますので、灰や吸い殻を捨てないでください。

ヘリによる林野火災の活動

■消防防災ヘリによる活動（緊急運航）

・延焼範囲や火勢についての空中からの情報収集、ヘリテレ映像による共有
・消火資機材を用いた空中からの散水による消火活動
（地上で消火活動に当たる部隊とも連携）
・要救助者の救出、医療機関等への搬送

■応援要請の体制

（県内の場合）
・県と市町村との相互応援協定
・県と3消防局（広域行政管理組合等）との協定（⇒消防防災ヘリの出動）
（広域応援の場合）
・他県との個別協定（島根県等）、中国5県消防防災ヘリの相互応援協定
・消防庁長官の要請による応援活動（消防組織法）
⇒広域航空消防応援、緊急消防援助隊

延焼防止対策について

■防災ヘリによる空中消火の手法

〇火先又は延焼方向に直接消火
〇延焼方向において、まだ火の手がせまっていない箇所（防火帯）を定め、散水することにより、延焼をくい止める。

■防火帯の作成等

〇防火帯は、火災の延焼を防ぐため、ある程度の広さを空地にした地帯のこと
〇風向きが変わりやすく、延焼方向の予測が困難。伐採に技術的に時間を要するなどの技術的課題あり
〇樹木等の財産権の整理が必要
（消防法では、火災で焼失のおそれが高い場合や延焼防止のために行ったやむを得ない措置は補償されないと規定はあるが、訴訟リスクがあり、慎重に対応しているとのこと）

市町村の地域防災計画（一部を抜粋）

■若桜町

〇ジェットシューターを使った消火や県防災ヘリコプター等による空中消火などあらゆる手段を使った早期鎮火に努める。

〇延焼阻止が困難な時に、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成する。

■湯梨浜町、大山町、南部町、日野町

〇防火林道・防火森林の整備に努める。

〇林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、児童・生徒等を重点に、林野火災予防思想の普及啓発を図る。

〇森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所及び炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。

林野火災対策の方向性

予防対策と応急対策を盛り込んだ地域防災計画を出水期までに作成

■予防対策

〇林野火災予防意識啓発
- ・関係機関の連携・協力
- ・広報活動による啓発宣伝
- ・関係者及びハイカー等への周知

〇フェーン現象等気象情報の周知
- ・確実な伝達と地域住民への周知

〇火入れや野外焼却（野焼き）の注意喚起・指導
- ・屋外焼却（野焼き）が原則禁止されていることについて広報
- ・例外的に認められている屋外焼却を行う場合の消防局への届出の周知

〇消防施設（防火水槽等）の整備、水利確認
- ・防火水槽、川・池等の自然水利、ダムやため池等の水源を調査
- ・林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充

〇林野火災想定の防災訓練
- ・県、市町村及び消防関係機関等と合同して防災訓練を実施

■応急対策（火災発生時）

〇早期消火活動体制の確立（関係機関で情報共有）
- ・関係機関の情報連絡系統の整理

〇関係機関と連携した消火活動、延焼防止対策
- ・消防団、地元自治会、森林組合等と連携・協力した消火活動

〇消防防災ヘリコプターの早期要請
- ・消防防災ヘリコプターによる情報収集及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施

〇ドローン等を活用した状況把握
- ・ドローン等を活用して状況を把握し、効果的な消火活動を実施

〇自衛隊等関係機関への応援要請
- ・時期を逸することなく、自衛隊への災害派遣要請や消防の広域応援要請

〇迅速な避難誘導活動（交通の確保等）
- ・自主防災組織等の協力を得て、確実に住民を避難
- ・立入禁止区域等の設定

林野火災対策の方向性

■鳥取県地域防災計画の暫定運用について

本日いただいた御意見を反映させ、鳥取県地域防災計画・林野火災対策編を作成して暫定運用

■今後強化を検討

○出火防止の徹底

・適時の火災警報の発令
・火災警報等発令時の住民への周知
・屋外での火の使用に対する関係者の連携した注意喚起

○協定による関係機関の連携体制

・水道部局（給水車）や国交省（散水車）との水利確保に係る協定を調整

○林野火災対応資機材の整備

・ジェットシューター、簡易水槽等の資機材の充実と活用するための支援

○山林の管理

・適切な森林整備の推進と伐採木の林外への搬出促進
・樹冠火、地表火の抑制や消火活動に資する林道・作業道への倒木除去など、林内路網の適切な維持管理

※樹冠火（じゅかんか）とは、樹木の上部や先端部分が燃える現象で、強風のときは飛火して火災を拡大させるおそれがある。
※地表火（ちひょうか）とは、地表を覆っている落葉落枝、枯草などが乾燥し、これらが燃える現象で、風の影響を受けやすい。

○林野火災防止を目的とした運動

・鳥取県の実情に合わせて4・5月に強化
・ホームページ、防災アプリ、SNS、広報紙（県政だより、市町村報）、チラシ、防災無線等により広報を実施